参考資料

I 保健福祉部関係

- 1 平成19年度 保健福祉部主要事業の概要
 - (1) 保健福祉部所管の計画一覧
 - (2) 主な計画等の概要
 - ① 鹿児島すこやか長寿プラン2006
 - ② 健康かごしま21
 - ③ 鹿児島県障害者計画
 - ④ かごしま子ども未来プラン
 - ⑤ 平成19年度 子育て支援ルネッサンス
 - ⑥ あまみ長寿・子宝プロジェクト戦略ビジョン
- 2 保健所所管区域一覧
- 3 二次保健医療圏一覧
- 4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧
- 5 保健福祉部の主な相談窓口
- 6 市町村の保健福祉担当窓口

Ⅱ 県立病院局関係

I 保健福祉部関係

1 平成19年度 保健福祉部主要事業の概要

(1)保健福祉部所管の計画一覧

			BB177 3 12
計 画 (所管課)	計画策定年度 〈計画期間〉	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H14.10 〈H15~H19〉 (S62.6作成)	○本県の保健医療行政の基本的指針・保健医療圏及び基準病床数・医療の安全性の確保とサービスの質の向上・保健医療供給体制の整備	第9次へき地 保健医療計画 〈H13~H17〉
	H 4. 6見直し H 9.10見直し H14.10見直し H17. 9-部腫し	・健康づくりの推進 ・安全で衛生的な生活環境の確保 根拠:医療法第30条の3第1項	
鹿児島すこやか長寿プラン2006 長寿社会課 介護保険課 健康増進課	H18.3 〈H18~H20〉 (H 6.3作成 H12.3見直し H15.3見直し H18.3見直し	○本県の高齢者に関する施策全般の計画 ・高齢者の積極的な社会参加の推進 ・健康づくり・疾病予防の推進 ・介護予防・生活支援の推進 ・多様な介護サービスの提供と質の確保・向上 ・認知症高齢者対策の推進 ・高齢者の快適で安全な生活の確保 ・人材の育成・確保 ・適切な老人医療費対策の推進 ・計画の推進 根拠:老人保健法第46条の19 老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	
健康かごしま21 (健康増進課)	H13.3 ⟨H13∼H22⟩	○県民の健康づくりを社会的に支援するための健康づくり計画 ・鹿児島県の現状と健康課題 ・健康づくりの変遷 ・9つの領域(栄養・食生活,身体活動・運動,休養・こころの健康など)ごとの現状・目標・対策等 根拠:健康増進法第8条第1項	康づくり対策 (健康日本21) 〈H12~H22〉
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	H15. 12 ⟨H15∼H24⟩	○障害者施策推進のための基本的な方針 ・社会のバリアフリー化の推進 ・利用者本位の支援 ・障害者の特性を踏まえた施策の展開 ・総合的かつ効果的な施策の推進 (1)行政機関相互の緊密な連携 (2)広域的かつ計画的観点からの施策の推進 (3)施策体系の見直しの検討 根拠:障害者基本法第9条第2項	障害者 (H15~H24) [実施計画] ①かいきプラン21 (H15~H19) ②鹿子・H19) ②鹿子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ラン (子ども課) (県次世代育成支援) 対策行動計画	H17.3 〈H17~H26〉 前期計画期間 H17~H21 計画見直し H21 後期計画期間 H22~H26 H14.2 〈H13~H22〉	○本県における次世代育成支援対策の指針 ・心豊かな子どもが育つ家庭づくり ・子どもが安心して生活できる地域づくり ・児童虐待防止対策の充実 ・母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 ・子育ても仕事もしやすい生活環境づくり ・子どもの健全育成のための教育環境の整備 ・子どもの安全の確保 根拠:次世代育成支援対策推進法第9条第1項 ○県民全体で母子保健への取組を進める指針 ・思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 ・妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援 ・小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画育で、 ・

〇計画期間の一覧

現行の計画名	H17	H18	H19	H20	H21	H22
鹿児島県保健医療計画						
⟨H15∼H19⟩		調査・	見直し			
(保健医療福祉課)						
鹿児島すこやか長寿プラン			-			
2 0 0 6 〈H18~H20〉	見直し					
(長寿社会課,介護保険課,健康増進課)			調査・	見直し		
健康かごしま21					-	
	中間評価	・調査	日走			
〈H13~H22〉 (健康増進課)			見直し			
鹿児島県障害者計画						
〈H15~H24〉 (障害福祉課)	鹿児島いき	いき障害者プ	 ラン21(H15	∼H19)		
		策定				
	「鹿児島県障	┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	」 第一期計画期 	 間(H18~20) 		
				見直し		
				「同計画」第二 	上期計画期間 	(H21∼23)
かごしま子ども未来プラン						
〈H17~H26〉 (子ども課)		前期計	画期間(H17^ 	~21) 	見直し	
						明計画期間 H22~26)
健やか親子かごしま21						
〈H13∼H22〉 (子ども課)						見直し
医療費適正化計画			策定			
⟨H20∼H24⟩						
(保健医療福祉課)						
地域ケア整備構想			策 定			
⟨H19∼⟩						
(介護保険課,保健医療福祉課,長寿社会課)						

(2) 主な計画等の概要

① 鹿児島すこやか長寿プラン2006

「鹿児島すこやか長寿プラン2006」は、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、すこやかで、安心して暮らせる社会づくりを進めるとともに、高齢者が様々な形で社会参加し、積極的な役割を果たすことのできる地域社会の実現を目指して、本県の長寿社会にふさわしい社会システムの構築に向けた施策の計画的な推進を図るため、県介護保険事業支援計画を含む総合的な計画として作成したものである。

1 基本理念及び基本的な政策目標

政策目標

基本理念

心豊かで活力ある長寿社会を目指して

~高齢者が住み慣れた地域で生きがい を持ってすこやかで安心して暮らせる 長寿社会の実現

生きいきと暮らせる長寿社会づくり

~高齢者が生きがいを持って、すこやかで心豊か に暮らせる地域社会の実現

安心して暮らせる長寿社会づくり

~いつでも、どこでも、だれでも保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けられる地域社会の実現

支え合って暮らせる長寿社会づくり

~互いに認め合い,助け合い,共に生きる地域社 会の実現

2 施策の展開

①高齢者の積極的な社会参加の 推進	高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして、 社会の重要な一員として様々な社会活動へ参加することや、就労
	及び生きがいづくり等に取り組めるような環境の整備を図るため の施策を推進します。
②健康づくり・疾病予防の推進	高齢者が生活習慣病等を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを予防することや、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るために、高齢者の主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。
③介護予防・生活支援の推進	自立に不安のある高齢者が要支援・要介護状態に陥ることを予防 し、自立した生活を維持するための施策を推進します。
④多様な介護サービスの提供と 質の確保・向上	増加する要介護認定者への多様な介護サービスの提供と介護サービスの質の確保・向上を図るための施策を推進します。
⑤認知症高齢者対策の推進	認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送るとともに,その家族も安心して社会生活を営むことができるようにするための施策を推進します。
⑥高齢者の快適で安全な生活の 確保	高齢者が、住み慣れた地域や家庭で、快適で安全な生活を送れる ようにするための施策を推進します。
⑦人材の育成・確保	高齢者が、質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、 的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する 人材の育成・確保を図るための施策を推進します。
⑧適切な老人医療費対策の推進	医療保険制度の安定的な運営を持続するため、増大する老人医療 費が適切なものとなるような施策を推進します。
⑨計画の推進	計画を効果的に推進していくための方策を定め、適切な進行管理を行います。

3 計画期間

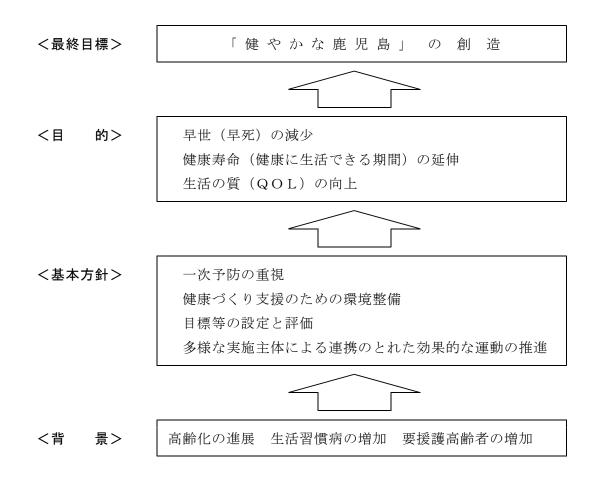
平成18年度から平成20年度までの3か年の計画で、3年後に見直しを行う。

② 健康かごしま21

「健康かごしま21」は、個人が主体的に行う健康づくりのみならず、行政機関や家庭・学校・地域・職場・保健医療専門家など健康に関連するすべての団体が一体となって、県民の健康づくりを支援するための健康づくり計画として策定されたものである。

1 計画の目的

この計画は、県民1人ひとりが健康で生き生きと生活できる「健やかな鹿児島」を創造するために、「早世の減少」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」を目指すことを目的とする。



2 計画の期間

平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする10年間とし、進捗状況の評価を適 宜行い、計画の見直しや修正等に反映させる。

3 数値目標の設定

本計画において、「生活習慣病」の発症・重症化を予防することが期待できるものとして 9 領域 7 0 項目 1 1 2 指標の数値目標を掲げている。

①栄養・食生活

④たばこ

⑦糖尿病

②身体活動·運動

⑤アルコール

8循環器病

③休養・こころの健康

⑥歯の健康

⑨がん

③ 鹿児島県障害者計画

〇 鹿児島県障害者計画

1 基本的な方針

(考え方)

〇 基本理念

障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図る。

(横断的視点)

- 4つの横断的視点
 - ① 社会のバリアフリー化の推進
 - ・ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の積極的な推進
 - 「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及促進
 - ② 利用者本位の支援
 - ・ 障害者が住み慣れた地域で自立できることを基本に、適切な支援の実施
 - ・ 利用者が、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりの推進
 - NPOや地域住民団体との連携、協力の推進
 - ③ 障害の特性を踏まえた施策の展開
 - ・ 障害の特性に応じた適切な施策の推進
 - ・ 障害者施策の対象となっていない障害者等に対する支援の在り方等の検討
 - ④ 総合的かつ効果的な施策の推進
 - ・ 国, 市町村等の関係機関との緊密な連携
 - ・ サービス水準の格差が生じないよう施策,効果的な相談支援,サービス提供体制の整備
 - ・ サービス体系の再構築を図るなど、適宜必要な施策・事業の見直し

2 重点課題

施策の重点化を図るため、重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出した。 (4つの重点課題)

- ① 活動し参加するカの向上
 - ・ 疾病,事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション
 - 福祉用具とユニバーサルデザイン
 - I T革命への対応
- ② 活動し参加する基盤の整備
 - 自立生活のための地域基盤の整備
- ③精神障害者施策の総台的な取組
 - ・ 社会的入院患者の退院・社会復帰のためのサービス基盤の整備
 - ・ 精神障害者に対する差別や偏見の解消
- ④ 離島における対策
 - 地域で安心して生活できる環境の整備や福祉サービスを提供できる施策の推進

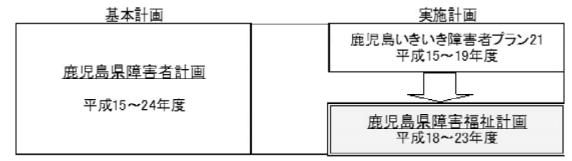
3 計画の構成について(従来の計画との違い)

- ・ 社会のバリアフリー化、利用者本位の支援など施策を推進するうえでの4つの横断的な視点を掲げている。
- ・ 活動し参加するカの向上,活動し参加する基盤の整備,精神障害者施策の総合的取組,離島における対策の4つの重点課題を打ち出している。
- ・ 4つの横断的視点と4つの重点課題を踏まえ、啓発・広報、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、情報・コミュニケーション、国際交流の8つの分野別に基本的方向を設定している。
- ・ 前計画の分野別基本的方向の「福祉」と「スポーツ、レクレーション及び文化」を新計画では「生活支援」とし、新たに「情報・コミュニケーション」を設けた。
- ・ 平成15年度から10年間にわたる障害者施策の基本的方向を定めている。

〇 鹿 児 島 県 障 害 福 祉 計 画

1 県障害福祉計画の位置付け

- ・本計画は「障害者自立支援法」第89条に基づき、障害福祉サービス等の必要量を見込み、 また、その確保のための方策等を定めるもの。
- ・「障害者基本法」に基づき策定し、平成15年度から同24年度を計画期間とする「鹿児島県 障害者計画」の実施計画として位置付け。
- ・「鹿児島いきいき障害者プラン21(平成15~19年度)」は、前倒しで終了。



2 平成23年度における目標値

- ・障害者施設の入所者については、現在の入所者約4,060人の約14%がグループホーム等の地域生活へ移行する一方で、待機者が多い本県の実情を踏まえて新たに一定の新規入所者を見込むため、施設入所者の合計では約7%の減少と見込む。
- ・精神科病院における「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」約690人についても、住宅部局等との緊密な連携を図りつつ、グループホームや一般住宅等の地域生活への移行を促進することにより、計画の最終年度である平成23年度までに約580人を減少させ、平成24年度で全て解消すると見込む。
- ・福祉施設を利用する障害者等の一般就労についても、平成23年度において現在の約3倍を目標とする。

3 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数 (現段階での推計値)

・施設入所者数が平成23年度までに約7%減少する見込みであるため、当該減少率を踏まえたものとする。

4 地域生活支援事業(主要事業)

・発達障害者支援センター H18:1箇所 \rightarrow H23:1箇所 ・障害者就業・生活支援センター H18:1箇所 \rightarrow H23:3箇所 ・高次脳機能障害支援普及事業 H18:0箇所 \rightarrow H23:1箇所 ・県自立支援協議会 H18:0箇所 \rightarrow H23:1箇所 ・障害児等療育支援事業 H18:8箇所 \rightarrow H23:9箇所 ・精神障害者退院促進支援事業 H18:0箇所 \rightarrow H23:1箇所

5 地域共助のまちづくりに向けて

- ・「県自立支援協議会」を中心とした保健・医療、療育・特別支援教育、住宅施策、雇用施策等 との連携を含めた、障害者等の年齢段階や生活環境等に応じた、切れ目のない施策の推進。
- ・学校教育や社会教育とも連携した取り組みの更なる推進。
- ・「共生・協働」の理念に基づいたボランティア活動の支援機能向上やNPO等によるサービス提供の促進,災害時等の非常時においても障害者等に必要不可欠なサービス提供体制が整えられる関係機関との緊密な連携の推進。
- ・第二期障害福祉計画の計画期間は、平成21年度から同23年度まで。

4 かごしま子ども未来プラン

1 基本理念

~子どもは未来からの預かりもの~ 『親も子も夢をもって共に成長できる社会の構築』

- ・ 次世代の育成に当たり大切なことは、親子が、豊かな人間性を形成し、一社会人としての 責任と自覚をもった人として成長することであると考えます。また、育てる側の親の視点か らの施策に加え、育てられる側である子どもの視点に立った施策の充実が望まれていると考 えます。
- ・ そこで,「かごしま子ども未来プラン」では,基本理念の下,家庭づくり,地域づくり, 社会づくりの各視点からの施策を推進します。

2 基本目標

① 子どもが心身ともに健やかに成長できる家庭づくり

保護者が家庭教育の重要性を認識し、家庭教育に対する責任感を高めるよう意識啓発を図るとともに、子育てに感じる不安や悩みに関する相談体制等の整備・充実を図るなど、子どもが心身ともに健やかに成長できるような家庭環境づくりを推進します。

- ② 子どもを見守り子育てを支え合うことができる地域づくり 地域の中で、住民一人ひとりが子どもの育成に関心を持ち、みんなで子育てを支え合って いけるような地域コミュニティの構築を推進します。
- ③ 安心して子どもを生み育てることができる社会づくり 子育ても仕事もしやすい環境づくりや保健・医療体制の充実を図るなど、安心して子ども を生み育てることができるような社会システムの充実を推進します。

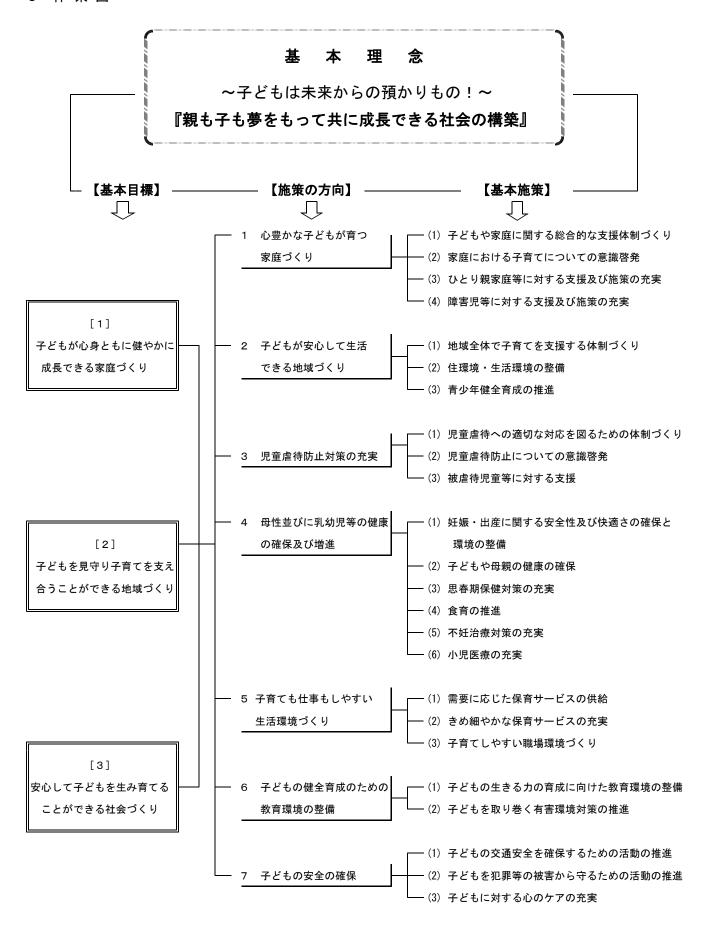
3 計画期間

前期計画期間 平成17年度~平成21年度(5年間) <平成21年度に前期計画を見直し> 後期計画期間 平成22年度~平成26年度(5年間)

4 数値目標

・ 平成17年度から平成21年度までの前期計画期間に関する主な施策(43項目)について数値目標を設定。

5 体系図



⑤ 平成19年度 子育て支援ルネッサンス

事業名	事業概要
1 一時預かり子育て支援 (地域の人材を活用した一時預かり)の実施	
 ・一時保育促進事業 (保育対策等促進事業) ・乳幼児健康支援一時預かり事業(※) ・子育て短期支援事業(※) ・ファミリー・サポート・センター 事業(※) ・ファミリー・サポート・センター 設置促進事業 	保育所による一時的な保育への対応 病気回復期の児童に対する一時預かり 保護者の疾病等による児童福祉施設等での養育 ボランティアを活用した一時預かり ボランティアを活用した一時預かり制度の普及 啓発
2 子育てサークルの育成・支援 (児童館等を活用した子育てサーク ルの育成・支援	
・ 母親クラブ活動育成費	児童の事故防止,家庭養育に関する研修等
3 子育て支援の拠点づくり (地域子育て支援センターや児童館 等を活用した子育て相談,育児講 座,情報交換等	
 ・ 県子育て支援センター事業 ・ 地域子育て支援センター事業 (保育対策促進事業) ・ 児童館運営費 ・ 児童センター運営費 ・ 児童デイサービス事業 	子育て支援に係る人材育成,情報提供,相談保育所で,育児相談,情報提供等 地域の児童健全育成活動の拠点 地域の児童健全育成活動の拠点 心身に障害のある児童に対する,通園の方法 による療育指導
4 かごしま子ども未来プランの推進 子育て支援計画の実施等	
· 次世代育成支援対策推進事業	県行動計画の円滑な推進を図るため、次世代育 成支援対策協議会を開催
◇ 「匈幼旧健康支援→時類かり東業」	「ヱ杏て毎期去採車業」「ファミリー・サポート

※ 「乳幼児健康支援一時預かり事業」,「子育て短期支援事業」,「ファミリー・サポート・センター事業」は,県予算に計上されない,国から市町村への直接補助事業

⑥ あまみ長寿・子宝プロジェクト戦略ビジョン

基本理念

長寿・子宝・癒しの島 あまみの構築

~ 巡るいのちのキョラジマ あまみの創造 ~

奄美群島の長寿者の多さや合計特殊出生率の高さに着目し、奄美群島の長寿・子宝を支えてきた自然環境や、食材、伝統文化等を活用しながら、群島の情報発信、モノ、人、技術を生かした独自のまちづくり、産業・観光の振興を促進することにより、人々の定住化や移住を進め、奄美群島全体の活性化を目指します。

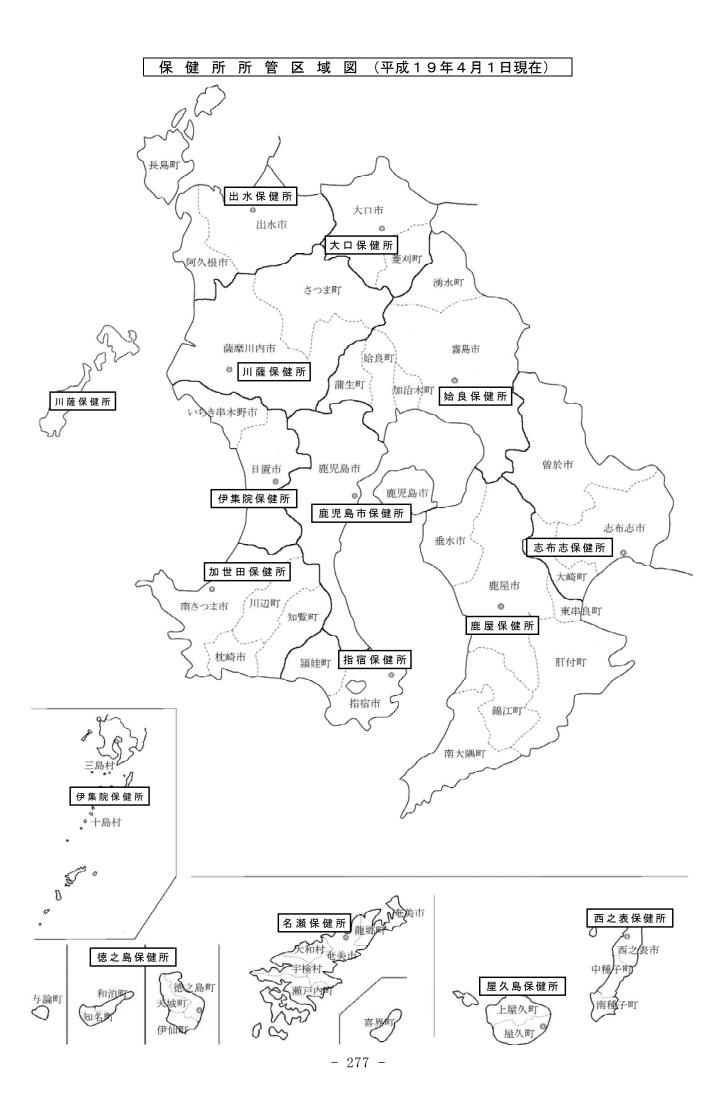
展開方向と方策 長寿・子宝のまちづくりの促進 ●長寿・子宝を目指したまちづくり体制 の整備 ●健康・長寿を目指した活動の展開 ●長寿・子宝支援体制の充実強化 ●食育推進運動の展開 ●高齢者の生きがいづくりの促進 ●伝統文化・行事の伝承と活用 ●地域情報の集積・発信機能の充実強化 癒し・健康にあふれる観光の振興 長寿・子宝産業の振興 ●特産品等の分析・評価システムの構築 ●健康と癒しの観光の推進 ●長寿・子宝ブランドの確立 ●あまみ健康・長寿・癒し体験型観光の ●特産品の生産能力向上 推進 ●産業支援体制の充実強化 ●長期滞在型観光の推進 ●特産品等の流通・販売拠点整備 ●観光を支える人材の確保・養成 ●情報の共有化と地域文化の情報化 ●観光あまみプロモーションの展開

『長寿・子宝・癒しの島 あまみ』の構築に当たっては

地域の皆様が主体的に、市町村、関係機関・団体等と協働しながら、「あまみ長寿・子宝プロジェクト」についての理解を深め、それぞれの立場で具体的な活動を展開することが大切です。

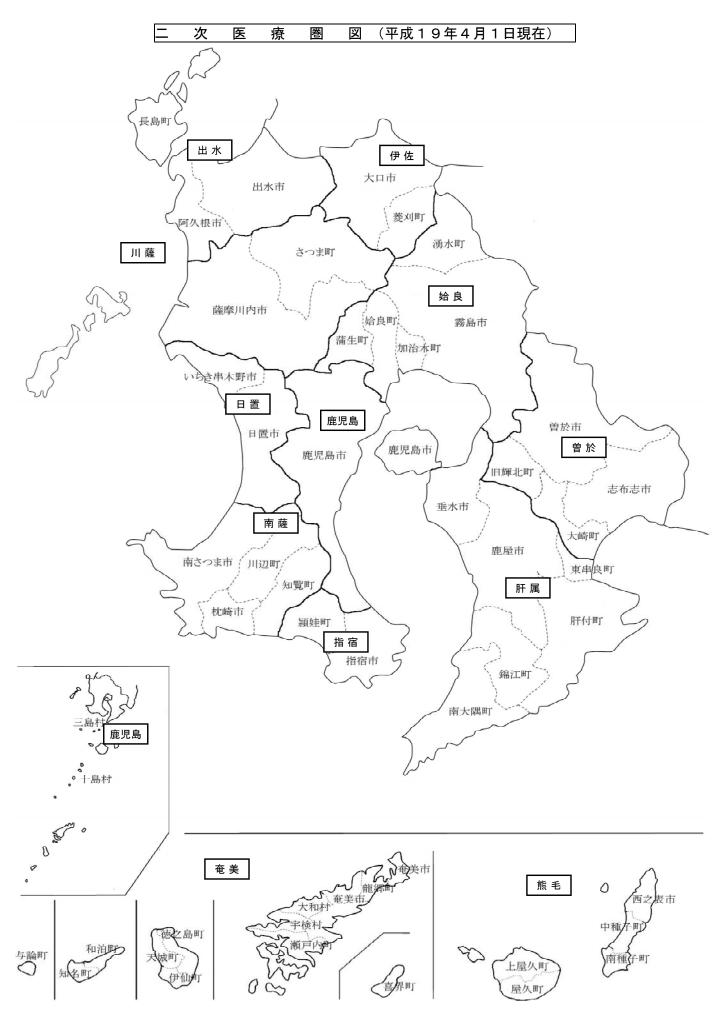
2 保健所所管区域一覧

保健所名	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿 児 島 市保 健 所	099 (258) 2321	〒890-8543 鹿児島市鴨池2-25-1-11	鹿児島市
指宿保健所	0993 (22) 2171	〒891-0403 指宿市十二町301	指宿市,頴娃町
加世田保健所	0993 (53) 2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市,南さつま市,知覧町, 川辺町
伊集院保健所	099 (273) 3111	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	日置市,いちき串木野市, 三島村,十島村
川薩保健所	0996 (23) 3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	薩摩川内市、さつま町
出水保健所	0996 (63) 3111	〒899-0202 出水市昭和町18-18	阿久根市, 出水市, 長島町
大口保健所	0995 (22) 2111	〒895-2511 大口市里53-1	大口市, 菱刈町
姶良保健所	0995 (44) 7800	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市,加治木町,姶良町, 蒲生町,湧水町
志布志保健所	099 (472) 1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	曽於市, 志布志市, 大崎町
鹿屋保健所	0994 (43) 3107	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市,垂水市,東串良町, 錦江町,南大隅町,肝付町
西之表保健所	0997 (22) 0777	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市,中種子町,南種子町
屋久島保健所	0997 (46) 2024	〒891-4311 熊毛郡屋久町安房650	上屋久町,屋久町
名瀬保健所	0997 (52) 5411	〒894-0032 奄美市名瀬柳町2-1	奄美市,大和村,宇検村, 瀬戸内町,龍郷町,喜界町
徳之島保健所	0997 (82) 0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	徳之島町,天城町,伊仙町, 和泊町,知名町,与論町
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	



3 二次保健医療圏一覧

圏名	市町村数	構 成 市 町 村
鹿 児 島 保健医療圏	3 (1市2村)	鹿児島市,三島村,十島村
指 宿保健医療圏	2 (1市1町)	指宿市,頴娃町
南薩保健医療圏	4 (2市2町)	枕崎市、南さつま市、知覧町、川辺町
日 置保健医療圏	2 (2市)	日置市、いちき串木野市
川 薩保健医療圏	2 (1市1町)	薩摩川内市,さつま町
出水保健医療圏	3 (2市1町)	出水市,阿久根市,長島町
伊 佐保健医療圏	2 (1市1町)	大口市,菱刈町
始 良 保健医療圏	5 (1市4町)	霧島市,加治木町,姶良町,蒲生町,湧水町
曾 於保健医療圏	4 (3市1町)	鹿屋市の一部(旧輝北町)、曽於市、志布志市、大崎町
肝 属保健医療圏	6 (2市4町)	鹿屋市(旧輝北町を除く), 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊 毛保健医療圏	5 (1市4町)	西之表市,中種子町,南種子町,上屋久町,屋久町
奄 美保健医療圏	12 (1市9町2村)	奄美市,大和村,宇検村,瀬戸内町,龍郷町,喜界町, 徳之島町,天城町,伊仙町,和泊町,知名町,与論町
合 計 (12圏域)	49 (17市28町4村)	※市町村数については,実数



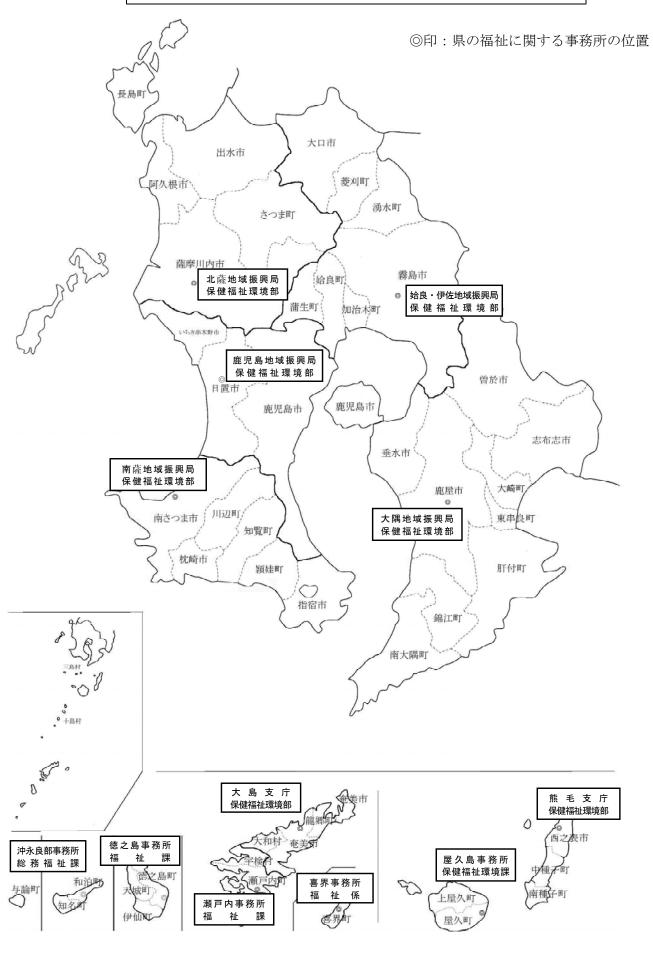
4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

平成19年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課		〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	鹿児島市,日置市,いちき串木野市 三島村,十島村
南薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	0993 (53) 3111	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	枕崎市,指宿市,南さつま市, 頴娃町,知覧町,川辺町
北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課		〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町
始良·伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課		〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	大口市,霧島市,菱刈町,加治木町 姶良町,蒲生町,湧水町
大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課		〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市,垂水市,曽於市,志布志市 大崎町,東串良町,錦江町, 南大隅町,肝付町
熊 毛 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課		〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市,中種子町,南種子町
屋 久 島 事 務 所保 健 福 祉 環 境 課		〒891-4311 熊毛郡屋久町安房650	上屋久町,屋久町
大 島 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部 地 域 保 健 福 祉 課	0997 (57) 7240	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市,大和村,龍郷町
瀬 戸 内 事 務 所 福 祉 課	0997 (72) 0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	宇検村,瀬戸内町
喜界事務所福 祉 係	0997 (65) 0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14	喜界町
徳 之 島 事 務 所 福 祉 課	0997 (82) 0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	徳之島町,天城町,伊仙町
沖永良部事務所総務福祉課	0997 (92) 0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	和泊町,知名町,与論町

※生活保護法,児童福祉法,母子及び寡婦福祉法に関する事務については,市と長島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図(平成19年4月1日現在)



5 保健福祉部の主な相談窓口

平成19年4月1日現在

機関名	機関の概要	主 な 相 談 内 容	相談日	相談時間	問い合わせ先
県内各保健所	地域住民の健康の保持及の健康の保持を図るため、等の情神にと図るため、等の情神にと図るため、等してが、またのでは温祉やがあいとと実施がしては、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とので	① は	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み	8:30-17:00	県内各保健所
・各地域振興局の地域 保健福祉課 ・熊毛・大島支庁の地 域保健福祉課 ・屋久島,瀬戸内,喜 界,徳之島,沖永良部 事務所	生活保護の実施,児童の 健全育成,母子家庭及び寡婦への援護等の相談援助業 務を行う。	①生活保護に関すること ②母子家庭及び寡婦の相談や指導に関する こと ③婦人の保護や更生に関すること ④介護保険サービス等に関する相談	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み)	8:30-17:00	・各地域振興局の地域 保健福祉課 ・熊毛・大島支庁の地 域保健福祉課 ・屋久島,瀬戸内,喜 界,徳之島,沖永良部 事務所

[※] 支所とは、指宿保健所、出水保健所、大口保健所、志布志保健所をいう。

機関名	機関の概要	主 な 相 談 内 容	相 談 日 相談時間	問い合わせ先
鹿児島県医療安全支援 センター(県庁保健医療 福祉課)	患者・家族等と医療機関等 との信頼関係構築の支援や 患者サービスの向上を図る ため、患者等の苦情・相談 に対応するとともに、医療 機関への情報提供等を行う。	①患者・家族等からの苦情,心配・相談等 への対応 ②医療機関等からの相談への対応	月曜日~金曜日 (土・日・祝日と) (土・日・祝日と) 年末年始は休み	(099) 286–2000
地域医療安全支援セン ター(県内各保健所)	同 上	同 上	同 上 同 上	県内各保健所
老人性認知症センター	老人性認知症疾患患者等 の保健・医療・福祉サービ スの向上を図るため,専門 医療相談,鑑別診断,治療 方針の選定,夜間や休日の 救急対応を行うとともに, 地域保健・医療・福祉関係 機関との連絡調整を行う。	②介護技術に関すること ③福祉サービスに関すること ④施設入所に関すること ⑤入院に関すること ⑤入院に関すること 事 世ンター名 管 轄 三州脇田丘病院 鹿児島市,伊指宿竹元病院 塩工病院 加世田 宮之城病院 川薩 大口病院 大口,出水 栗野病院 鹿屋	毎 日 24時間 区 域 (保健所所管区域) 集院, 西之表, 屋久島 , 名瀬, 徳之島	問い合わせ先 099 (264) 0667 0993 (23) 4578 0993 (56) 0523 0996 (53) 1005 0995 (22) 0712 0995 (74) 1140 0995 (42) 8558
鹿児島県介護実習・普 及センター		①介護に関する相談・助言 ②住宅改修・福祉用具に関する相談・助言		(099) 221–6615

機関名	機関の概要	主な相談内容	相談日	相談時間	問い合わせ先
鹿児島シルバー110番	る福祉・保健・医療等に係 る心配ごとや悩みごと等に	③医療相談(医師) ④年金相談(会保険労務士)	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み 福祉機器相談の み第2・4 土日 有り	9:00-17:00	①~⑦ 099-250-0110 0120-165270 ®099-253-1294
県身体障害者更生相談所		①身体障害者手帳の交付に関すること ②補装具の給付,更生医療の給付のための 判定に関すること ③身体障害者更生援護施設の利用に関する こと	月曜日〜金曜日 土・日・祝日と 年末年始は休み	8:30-17:00	(099) 229–2324
①県鹿児島知的障害者 更生相談所 ②県大島知的障害者更 生相談所		①療育手帳の交付に関すること ②知的障害者援護施設の利用に関すること	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み)	8:30-17:00	① (099) 264-3003 ② (0997) 53-6070
県精神保健福祉センター	進,精神障害の予防,適切 な精神医療の推進のため,	②思春期精神保健に関すること ③薬物関連問題に関すること ④精神障害者保健福祉手帳の交付に関する こと	②水曜日 ③毎月第3木曜日 ④~⑧ 月曜日~金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み		(099) 255-0617

機関名	機関の概要	主 な 相 談 内 容	相談日	相談時間 問い合わせ先
①県児童総合相談セン ター ②県大隅児童相談所 ③県大島児童相談所	やかな成長を図るため、様	子どもに関する相談)	月曜日〜金曜日 (要予約) (土・日・祝日と) 年末年始は休み)	
子ども・家庭110番 (児童総合相談センター内)	子育てに関する不安や不 登校・いじめなど,児童のあ らゆる問題について,専門 の電話相談員が相談に応じ る。	①子どものしつけのこと ②心や身体の発達のこと ③いじめや不登校のこと	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日は一) 時保護所で対応 年末年始は休み	9:00-17:00 (099) 275-4152
家庭児童相談室	家庭児童相談室は地域振 興局及び支庁の地域保健福 祉課並びに離島事務所内に 設けられおり,家庭での育 児養育の方法や,児童とる 庭との人間関係に関するこ となど,専門的技術を必 とする相談に応じる。	②学校生活に関すること	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み)	8:30-16:00 ・各地域振興局(鹿児は除く)の地域保健 祉課 ・熊毛・大島支庁の地域保健福祉課 ・屋久島,瀬戸内,喜界,徳之島,沖永島 部事務所
婦人相談所	要保護女子及び配偶者からの暴力被害女性の相談並びに一般生活上の相談に応じる。		月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み)	
県発達障害者支援センター ター (児童総合相談センター内)	族からの相談に応じ,専門 的な指導及び助言を行い,	③発達支援に関すること	月曜日〜金曜日 (土・日・祝日と) 年末年始は休み)	9:00-17:00 (099) 264-3720

6 市町村の保健福祉担当窓口

平成19年4月1日現在

			1 1900 1 10	<u> </u>
市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住所	電話番号
鹿児島市	生活衛生課 健康福祉総務課	890-8543 892-8677	鹿児島市鴨池2-25-1-11 鹿児島市山下町11-1	099-258-2321 099-216-1239
鹿屋市	健康増進課 (保健センター)	893-0007	鹿屋市北田町11-6	0994-41-2110
	福祉政策課 市民健康課 (糠センター)	893-8501 898-0034	鹿屋市共栄町20-1 枕崎市日之出町231	0994-43-2111 0993-72-7176
枕崎市	市福祉事務所	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課 生きがい対策課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211
奄美市	健康增進課 福祉政策課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
出水市	<u>いきいき長寿課</u> 福祉課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111
大口市	保健介護課 福祉事務所	895-2511	大口市里1888	0995-22-1111
指宿市	健康増進課 地域福祉課	891-0497	指宿市十町2424	0993-22-2111
西之表市	健康保険課 市福祉事務所	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111
垂水市	保健福祉課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開聞町6-10	0996-22-8811
	福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課 福 祉 課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-273-2111
曽於市	末吉支所保健福祉課	899-8692 899-4192	曽於市末吉町二之方1980 曽於市財部町南俣11275	0986-76-8806 0986-72-0936
霧島市	健康増進課 社会福祉課	899-4394	霧島市国分中央3-45-1	0995-64-0905 0995-64-0904
いちき串木野市	健康増進課 福 祉 課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111
南さつま市	<u>保</u> 健課 福祉課	897-8501	南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111
志布志市	保健課 福祉課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101
頴娃町	保健福祉課	891-0792	揖宿郡頴娃町牧之内2830	0993-36-1111
知覧町	保健福祉課 (保健センター) 保健福祉課	897-0302 897-0392	川辺郡知覧町郡17530 川辺郡知覧町郡6204	0993-58-7221 0993-83-2511
川辺町	保健福祉課 (裸旛紬センター) 保健福祉課	897-0215 897-0215	川辺郡川辺町平山6978 川辺郡川辺町平山3234	0993-58-3223 0993-56-1111
さつま町	健康増進課 福 祉 課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
長島町	保健衛生課 町民福祉課	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住所	電話番号
菱刈町	保健センター 保健福祉課	895-2701 895-2701	 伊佐郡菱刈町前目711-1 伊佐郡菱刈町前目2106	0995-26-2200 0995-26-1111
加治木町	健康福祉課・保険生活課	899-5294	姶良郡加治木町本町253	0995-62-2111
姶良町	保健環境課 福祉課	899-5492	姶良郡姶良町宮島町25	0995-66-3111
蒲生町	保健福祉課	899-5392	姶良郡蒲生町上久徳2399	0995-52-1211
湧水町	保健衛生課 福 祉 課	899-6292	姶良郡湧水町木場222	0995-74-3111
大崎町	福祉課	899-7305	曽於郡大崎町假宿1029	099-476-1111
東串良町	福祉課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町	保健福祉課 住民生活課	893-2392 893-2492	肝属郡錦江町城元963 肝属郡錦江町田代麓827-7	0994-22-0511 0994-25-2511
南大隅町	保健課町民福祉課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3111
肝付町	保健課 福祉課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-2511
中種子町	保健福祉課	891-3692	熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1111
南種子町	保健福祉課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
上屋久町	保健福祉課	891-4292	熊毛郡上屋久町宮之浦1593	0997-42-0100
屋久町	保健福祉課	891-4404	熊毛郡屋久町尾之間157	0997-47-2111
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111
宇検村	保健福祉課	894-3301	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町湾1746	0997-65-1111
徳之島町	保健福祉課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111
天城町	保健福祉課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
伊仙町	保健福祉課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
和泊町	保健福祉課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-92-1111
知名町	保健福祉課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-93-3111
与論町	町民福祉課	891-9301	大島郡与論町茶花32-1	0997-97-4930

(参考) 鹿児島県内の市町村合併の状況

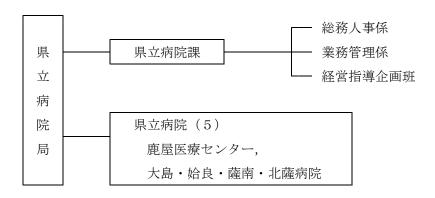
合併日	新市長村名	旧市町村名	合併後の市町村数
H16. 10. 12	薩摩川内市	川内市, 樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村	88市町村 (14市69町5村)
H16. 11. 1	鹿児島市	鹿児島市,吉田町,桜島町,喜入町, 松元町,郡山町	83市町村(14市64町5村)
H17. 3.22	さつま町	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	79市町村(14市60町5村)
H17. 3.22	錦江町	大根占町, 田代町	
H17. 3.22	湧水町	栗野町,吉松町	
H17. 3.31	南大隅町	根占町,佐多町	78市町村 (14市59町5村)
H17. 5. 1	日置市	東市来町,伊集院町,日吉町,吹上町	75市町村(15市55町5村)
H17. 7. 1	曽於市	大隅町, 財部町, 末吉町	72市町村(16市51町5村)
H17. 7. 1	肝付町	内之浦町,高山町	
H17. 10. 11	いちき串木野市	串木野市, 市来町	71市町村(16市50町5村)
H17.11. 7	霧島市	国分市,溝辺町,横川町,牧園町,霧島町,隼人町,福山町	61市町村(16市40町5村)
H17.11. 7	南さつま市	加世田市,笠沙町,大浦町,坊津町,金峰町	
H18. 1. 1	鹿屋市	鹿屋市,輝北町,串良町,吾平町	54市町村(17市32町5村)
H18. 1. 1	指宿市	指宿市,山川町,開聞町	
H18. 1. 1	志布志市	松山町,志布志町,有明町	
H18. 3.13	出水市	出水市,野田町,高尾野町	52市町村(17市30町5村)
H18. 3.20	奄美市	名瀬市, 住用村, 笠利町	49市町村(17市28町4村)
H18. 3.20	長島町	東町,長島町	



Ⅱ 県立病院局関係

県立病院は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、地域の中核的医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な救急・結核・精神等の政策医療や高度・専門 医療などの県立病院にふさわしい医療の提供に努めているところであります。

県立病院事業については、安定した経営基盤の確立を図ることを基本とした「県立病院事業改革基本方針」に基づき、平成18年度から県立5病院を統括する事業管理者や県立病院局を設置する等、地方公営企業法の全部を適用したところであり、今後とも引き続き県民に高度・良質で満足の得られる医療の提供に努めます。



(1) 平成19年度県立病院局予算の概要

区 分	平成19年度当初	平成18年度当初	伸び率
病院事業 収益的収入及び支出			
病院事業収益	17, 601, 728	17, 242, 985	102. 1
病院事業費用 資本的収入及び支出	17, 881, 391	17, 999, 766	99. 3
資 本 的 収 入	1, 108, 855	892, 220	124. 3
資本的支出	2, 158, 677	1, 660, 164	130. 0

(2) 県立病院局の事務分掌

課名	係		名	事	務	分	掌
県	総務	人	事係	・県立病院課の予算,決	·算,庶務等		
<u> </u>	総 務	人	争徐	・県立病院局の人事, 糸	3与,企画調整,	資金管理,	財産管理等
病	光 梦 笠 田 区		珊 校	・病院事業の予算,決算	5,出納検査,監	注查等	
院	業務	管	理 係	・病院の業務指導等			
課	経営指導企画班 •		企画班	・病院事業の経営企画・	改革,経営指導	等	

(3) 鹿児島県立病院事業改革基本方針

はじめに (県立病院事業改革に取り組む背景等)

県立病院は、県の医療政策の具体的な担い手として設置され、医療面では地域の中核的医療機関として地域医療の確保に努めてきたが、経営面では患者数減少や診療報酬の引下げ等もあり収支の悪化が進み、「経済性と公共性」の両立が困難となりつつある。

これまで県においては、「病院事業経営健全化計画」(計画期間:平成8~12年度)及び「県立病院事業経営計画」(計画期間:平成13~17年度)を策定し、「経済性と公共性」の調和のとれた経営を目指して医療面・経営面における取組を進めているが、計画目標の「一般会計繰入金を国の指導基準内とする」ことについては達成したものの、「減価償却前での単年度収支の均衡の定着を図る」ことについては、平成14年度は初の赤字決算となり、目標を達成できなかった。

キャッシュベースの収支は、平成14年度以降大幅な赤字が続いており、このまま特段の措置を講じなければ、数年後には事業運営等に必要な内部留保資金が枯渇し、不良債務が発生する恐れがあるなど経営は危機的状況にある。

平成16年8月に外部有識者による「県立病院事業在り方検討委員会」を設置し、経営形態の見直しを含む 今後の在り方及び経営改善方策等について、平成16年11月に「中間提言」を、平成17年4月に「最終提言」をいただいた。最終提言においては、環境変化への迅速な対応や経営力の強化を図ることが可能な方式である地方公営企業法の「全部適用」を導入し、抜本的な改革に取り組むこと、また、病院事業に携わる全職員は、「経済性と公共性」の両立が困難となった病院は公設民営や民間移譲を含めた経営形態の見直し等を検討することとなることを念頭に置き、改革に取り組むべきであるとされている。

第1 基本方針の位置づけ

県は、県立病院が地域の中核的医療機関として、県民の医療ニーズに対応した高度・良質な医療を提供するため、現在の危機的な経営状況から早急に脱却し、安定した経営基盤の確立を図ることを基本とした「県立病院事業改革基本方針」を策定し、これを着実に推進することにより「経済性と公共性」の調和のとれた経営が行える体制づくりを目指す。

県は「県立病院事業在り方検討委員会」から提出された「中間提言」や「最終提言」の趣旨を踏まえ、第 2に示す専任の管理者を配置して改革に取り組むこととする。

管理者が取り組むべき改革の方向性を第3に示す。

平成17年度は、第3に示す改革の方向性に基づき早急に取り組むべき経営改善策等について可能なものから順次取り組むなど、改革のための環境整備を図る。

第2 改革のための体制整備と改革目標

病院事業について、環境変化への迅速な対応や優秀な医師を確保して能率的な経営を行うため、経営権限を持った管理者を配置して経営力の強化等を図ることが可能な方式である地方公営企業法の「全部適用」を導入する。

- 1 「全部適用」の導入
 - (1) 導入時期
 - 平成18年度

医療・病院経営に精通した経営者(医師)を確保する。

(3)補助機関

(2) 管理者

経営企画等の機能充実を図るため、病院局(仮称)を設置するとともに、経営方針の決定や改革の進捗状況等を管理するため、管理者、院長等で構成する経営会議(仮称)を設置する。

- 2 改革期間全部適用により集中して改革に取り組む期間は、平成18年度~22年度(5年間)とする。
- 3 改革目標改革期間内の目標は、次のとおりとする。
 - (1) 経営面
 - ① 一般会計繰入金国の指導基準の範囲内とする。
 - ② 収支目標

減価償却前での単年度収支の均衡を図りつつ、キャッシュベースでの収支の均衡に最大限努力する。

(2) 医療面

県民の医療ニーズに対応し、高度・良質な医療を提供することを基本とし、地域の中核的医療機関として、他の医療機関との適切な役割分担を図りながら、一般医療のほか公的医療機関でなければ対応することが困難な政策医療や高度・専門医療等の提供に努める。

第3 改革の具体的方策と県立病院の役割等

経営面では安定した経営基盤の構築を目指し、医療面では県民に高度・良質で満足の得られる医療の提供を行うとともに、県立病院の役割等は随時見直しを行う。

- 1 経営改革の具体的方策
 - (1) 職員の意識改革と管理運営体制の確立
 - ① 職員の意識改革

病院事業に携わる全職員に「県民に高度・良質で満足の得られる医療を提供するためには経営基盤が安定してはじめて可能である」という共通認識を持たせる。

② 管理運営体制の確立

ア 予算の編成・執行や人員配置など院長の裁量権の範囲の拡大等について検討するほか,目標管理システム等の導入を通じて各部署の計画目標が予算編成等に反映される仕組みについて検討する

イ 部門別原価計算や他の類似の公的病院との比較・分析等により,経営状況や問題点を把握 ・解明し,経営の効率性を高め,独立採算性の向上に努める。

- (2) 収益の確保
 - ① 患者数回復等への取組

質の高い医療の提供による患者満足度の向上や専門外来の充実・拡充を図るとともに、診療 内容等について情報提供の充実を図る。

② 優秀な医師等の確保

ア 質の高い医療を提供するため、優秀な医師(特に指導医)の確保を図るほか、給与等の条件整備を含めた環境の整備・充実を図る。

イ 病院事務に精通した事務職員や優秀な医療技術職員の確保・養成に努める。

③ 診療報酬請求漏れ等の防止

診療報酬制度の改正等に迅速に対応するため、組織の内外から専門的知識を有する人材の登用を検討する。また、高額レセプト等の複数医師によるチェックや材料購入部門と医事、看護部門との緊密な連携づくりに努める。

(3) 人件費比率の低減化

収益の増加に最大限の努力を傾注しつつ、人件費比率の低減化に取り組む。

① 配置人員の見直し

業務量に応じた職員の適正配置や臨時職員等の活用など柔軟な対応に努める。

② 給与の見直し

職務と責任に応じた給与等となるよう制度運用の見直しに取り組むとともに、職員の意欲を 引き出せる給与体系の導入について検討するほか、経営状況を勘案した給与水準の在り方について検討する。

(4) 民間への業務委託等の推進

費用対効果や患者サービスが低下しないよう十分留意しながら、外部委託等で対応可能な業務については、委託化を推進する。

- ① 庁舎管理業務,運転業務,給食・調理業務,検査業務,医事業務等については,民間病院に 準じて業務委託に努める。
- ② 業務見直しや委託化する部門に配置されている職員については、配置転換・職種転換などの人事面での適切な処遇を行う。
- (4)薬品・診療材料等の購買機能の強化及び適正化

薬品・診療材料については、スケールメリットを活かした廉価購入の在り方について検討し、 医療機器の購入については、これまで以上に費用対効果や必要性等を十分に検討するとともに、 価格等の情報収集を行い、廉価購入に努める。

(5) 適正な労使関係の確立

社会情勢の変化や医療環境の変化に柔軟に対応した病院運営が必要であることを十分認識し, 適正な労使協調関係の構築に努める。

(6) その他(進行管理等)

- ① 病院毎の改革目標の達成状況については、院内に設置された委員会において進行管理を行う。 また、5病院全体については、外部有識者による定期的な評価を実施する。
- ② 各病院毎に経営面、医療面の評価基準を作成し、取組状況を検証・評価するシステムの導入 を検討する。

2 県立病院の役割及び診療体制の見直し等

(1) 県立病院の役割

- ① 公的医療機関でなければ対応することが困難な政策医療や高度・専門医療など、地域で不足する分野について、引き続き医療の提供に努める。
- ② これまで以上に公立病院としての存在意義・使命を明確にし、独立採算部門である一般医療 分野については、医療面では民間医療機関との連携を保ちつつ医療提供を行い、経営面では民間と同様に効率化を進める。
- (2) 県立病院の役割の見直し及びネットワークづくり
 - ① 病院ごとに設置根拠・経緯,立地条件,規模,診療内容,担っている役割等が異なっているが、県立病院の果たすべき役割は地域実情や社会情勢の変化に合わせ必要に応じて見直すほか、県保健医療計画の見直し等と合わせ見直す。
 - ② 地域の医療機関との連携強化に努めるとともに、高度専門医療等への対応をより進めるため、公立病院や民間病院との相互協力・支援体制づくりのための医療供給ネットワークの構築について検討する。

(3)病院毎の見直しの方向

- ① 各病院は地域の特性を踏まえ、地域の医療ニーズや民間医療機関の対応状況を把握し、提供する医療の範囲を取捨選択して対応する。
- ② 必ずしも県立病院で担う必要のなくなった診療科(病床数)については、縮小等を検討する。
- ③ 病院ごとの診療体制は、次に示すことを基本として医療の提供等を行う。

病院	診療体制等
鹿屋	地域の中核的医療機関として、地域の医療機関等と連携を推進しながら、高度・専門医療や
	二次救急医療を中心に、地域に不足する医療等を提供する。
	なお、高度・特殊・その他の政策医療は一般医療が整ってこそ成り立つものであり、また、
	県民も一般医療を望んでいることを念頭に置き、独立採算部門である一般医療についても一定
	の医療の提供に努める。
大島	奄美群島の基幹病院として、奄美群島の医療は可能な限り群島内で完結させることを目標に
	地域医療の確保に努め、地域の医療機関等との連携を推進しながら、地域の医療機関では対応
	困難な高度・専門医療や二次救急医療を提供する。
	また、へき地診療機能等の充実に努める。
薩南	地域の中核的医療機関として、保健・医療・福祉施設等との連携を図りながら、急性期疾患
	に対応する医療をはじめ、高度・専門医療や二次救急医療を提供する。
	また、地域に不足する医療を提供する。
北薩	地域の中核的医療機関として、保健・医療・福祉施設等との緊密な連携のもとに、地域全体
	の医療供給体制づくりを推進し、急性期疾患に対応する医療をはじめ、高度・専門医療と二次
	救急医療を提供する。
	また、公的医療機関や民間医療機関との医療供給ネットワークを構築し、地域に不足する医
	療を提供する。
姶良	県内唯一の公立精神病院であり、他の医療機関との連携を図りながら、本県精神医療の中核
	的医療機関として急性期に対応する精神医療を中心に提供する。
	治療困難な患者や触法精神障害者、応急入院などの救急患者への対応を進めるとともに、治
	療を受けながら社会生活を送ることができる通院治療等への対応を推進する。

(4) 平成19年度 事業の概要

事業名 県立病院整備事業 (所管:県立病院課)

継続(昭和39年度)

1 目 的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備、医療機器を整備する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事 業 内 容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	診療機能の充実,患者サービスの向 上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別 会計 10/10
県立病院医療機器整備 事業	県	診療機能の充実・強化に必要な医療 機器を整備する。	病院事業特別 会計 10/10

3 19年度実施計画

事業区分	※主光弗	県 予 算 額			備考
事業区分	総事業費	19年度当初	18年度当初	対前年比	1 相 右
	刊	刊	刊	%	
県立病院施設整備事業	371, 341	371, 341	51, 653	718.9	
県立病院医療機器整備事業	444, 689	444, 689	301, 990	147. 3	
計	816, 030	816, 030	353, 643	230.7	

4 事業実績

事業区分	平 成 18 年 度	平 成 17 年 度
県立病院施設整備事業	大島:第2むつみ寮設計等委託 薩南:吸収冷凍機取替工事 外来カルテ庫等整備工事	大島:職員公舎解体工事 第2むつみ寮設計委託 理学療法室改修工事

事業区分	平 成 18 年 度	平 成 17 年 度
県立病院医療機器整備事業	鹿屋: 多目的血管造影システム 大島: 婦人科腹腔鏡下システム 内視鏡ビデオシステム 高圧蒸気滅菌装置 北薩: 手術用顕微鏡 乳房撮影装置	応屋: CRシステム 大島: 高気圧酸素治療装置
	姶良:CT撮影装置	

5 その他参考事項

<県立病院の状況>

·	種 別病	虎 	診療科 目	患者数(19帳詢)	
病院名	健 別	病床数	診療科 目	入 院	外 来
		(床)		(人)	(人)
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	一般感染症	180	内科, 小児科, 外科, 整形外科, 産科, 婦人科, 耳鼻いんこう科, 眼科, 放射線科, 麻酔科, 循環 器科, 脳神経外科 12科	57, 316	43, 296
大島病院	一 般 症 結 核	400 (350) *当分の間 350床で運用	内科,精神科,神経内科,消化 器科,循環器科,小児科,外科, 整形外科,脳神経外科,皮膚科, 泌尿器科,産婦人科,眼科,耳 鼻いんこう科,放射線科,歯科 口腔外科,麻酔科 17科	114, 964	133, 858
薩南病院	一 般 感 柒 症 核	155	内科,消化器科,循環器科,小 児科,外科,整形外科,放射線 科 7科	51, 612	63, 571
北薩病院	一般感染症	150	内科,神経内科,呼吸器科,消 化器科,循環器科,小児科,外 科,脳神経外科,耳鼻いんこう 科,放射線科 10科	50, 508	63, 222
姶良病院	精神	294	精神科,神経科,歯科 3科	105, 042	19, 011
計		1, 179 (1, 129)	49科	379, 442	322, 958